

相模原市内事業者限定



相模原市マスコットキャラクター
さがみん
SAGAMI-KIRI

トライアル 発注認定製品 募集開始

申請締切日5/31

優れた新製品・新役務の生産又は提供により

新たな事業分野の開拓を図る市内中小企業者を認定し

新製品等の販路開拓を支援するとともに

一部を市が試験的に購入し、評価する制度

申請方法など

詳細は「さがみはらものづくり企業支援サイト」を確認してください

https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/trial/



相模原市役所 産業支援課

電話番号:042-707-7154

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

(掲示期間5月31日まで)

令和5年度 相模原市トライアル発注認定制度 ～ 中小企業の販路開拓を応援します ～

メイドインさがみはら

メイドインさがみはらについて

相模原市トライアル発注認定制度では、市内中小企業者が手掛けた認定製品をPRするため、「メイドインさがみはら」という言葉を使用しています。

※製品の製造場所などは、市内ではない場合もありますのでご了承ください。

★認定されると・・・

- 認定製品を広報さがみはらや市ホームページ等でPRします。
- 認定製品のカタログやPR動画を作成します。
- 展示会に「相模原市トライアル発注認定製品」として出展できます。
- (公財)相模原市産業振興財団が実施する「見本市出展助成事業」において、助成率等を優遇します。※別途審査あり。
- 認定製品の一部を市が購入し、評価します。
※必ずしも認定した新製品等を市が購入するものではありません。

●市ホームページやカタログ等に新製品等が掲載されることで、事業者や市民の目に触れる機会が多くなり、新製品等の宣伝に効果があります。

●展示会の出展を通じ、新製品等を広く周知することができ、新たな顧客獲得など販路開拓の機会が得られます。

＜対象となる新製品等＞※本年度から「役務（サービス）」が対象となりました！

以下の全ての要件を満たしている新製品及び新役務が対象となります。

- 申請時において、販売又は提供開始からおおむね5年以内であること。
- 既存の製品又は役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること。
- 市場性が見込まれる製品又は役務であること。
- 市の機関において用途が見込まれる製品又は役務であること。
- 製品の生産又は役務の提供の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること。

※食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品、工事における工法及び技術は対象外とします。

＜対象者＞

相模原市内に事業所を有し、かつ市民税を完納している中小企業者等

＜認定期間＞（市が随意契約により購入できる期間）

認定された日から2年後の年度末（令和8年3月31日）までです。

【お問合せ先】

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 環境経済局 産業支援課（相模原市役所 本館5階）

電話：042-707-7154（直通） 担当：山本、辻丸

E-Mail：sangyou.s@city.sagamihara.kanagawa.jp